

狩猟者の皆さんへ（林道等通行の注意）

渡島森林管理署

1. 入林の際には、当署職員に猟銃入林承認証の提示を求められることがありますので入林の際には携帯し、車両から離れる場合は「猟銃入林承認証」及び「車両入林承認」の面を上にし、ダッシュボードなど見える位置に置いて下さい。
2. 管内の林道等については、ゲートにより施錠されています。鍵の貸出を希望される方は、本署で鍵の貸出を行いますので来署願います（郵便等での貸出は行っておりません）。その際には「猟銃入林承認証」及び「車両入林承認」を必ず持参してください。
3. ゲートを出入りする際には必ず都度施錠をし、錠前を持ち出さないでください。
4. 車両による林道通行は、下記事項を遵守すること。
 - ① 林道の制限速度は30km/h。崩土・落石等に注意し通行すること。
 - ② 走行時はライトを点灯し、対向車に注意すること。
 - ③ カーブでは徐行しクラクションを鳴らすなど、特に注意すること。
 - ④ 林道上は駐車禁止。やむを得ず駐車する場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し等に駐車すること。
 - ⑤ 通行禁止林道には絶対に車両を乗り入れしないこと。
 - ⑥ 悪天候時には、落石・崩壊等により林道が通行できなくなる可能性があるので入林を控えること。
5. 林道の崩土や決壊等の危険区域、また、安全が確認できない箇所へは立ち入らないでください。
6. 喫煙等には十分注意のうえ山火事防止に努めるとともに、吸い殻やゴミ等は必ず持ち帰ってください。
7. 通行中の事故等に関しては、本人の責任において対処してください。
8. その他不都合が生じた場合は、下記に連絡のうえ、その指示に従ってください。

渡島森林管理署

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13-4

TEL 050-3160-5815 FAX 0137-62-2961